

一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第五章の二（略） 第六章 公認会計士・監査審査会 第六章の二～第八章（略） 附則 （公認会計士の使命） 第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。 （公認会計士の職責） 第一条の二 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。 （定義）	目次 第一章～第五章の二（略） 第六章 公認会計士審査会 第六章の二～第八章（略） 附則 （新設） （新設） （定義）

第一条の三 この法律で「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

2 (略)

3 この法律で「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人をいう。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。

一 (略)

二 この法律若しくは証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第百九十七条若しくは第百九十八条の規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）

第二百三十四条の罪、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十八条の罪、保険

業法（平成七年法律第百五号）第三百二十九条の罪若しくは資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百四十七条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を

第一条 この法律で「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類をいう。

2 (略)

3 この法律で「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人をいう。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。

一 (略)

(新設)

終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

三〇五 (略)

六 第三十条又は第三十一条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

七 (略)

八 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)又は弁理士法(平成十二年法律第四十九号)により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

(第三次試験)

第十条 (略)

2 口述試験は、第十二条の規定により実務補習を受け、及び第二条第一項の業務について公認会計士若しくは監査法人を補助し、又は財務に関する実務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者について行う。

3 筆記試験において前項に規定する成績を得た者(当該筆記試験の成績が、第三次試験の合格に必要な成績に照らし十分でない)と公認会計士・監査審査会が判定した者を除く。)については、その申請

二〇四 (略)

五 第三十条又は第三十一条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

六 (略)

七 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)又は弁理士法(平成十二年法律第四十九号)により登録の取消し、業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

(第三次試験)

第十条 (略)

2 口述試験は、第十二条の規定により実務補習を受け、及び第二条第一項の業務について公認会計士若しくは監査法人を補助し、又は財務に関する実務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験において公認会計士審査会が相当と認める成績を得た者について行う。

3 筆記試験において前項に規定する成績を得た者(当該筆記試験の成績が、第三次試験の合格に必要な成績に照らし十分でない)と公認会計士審査会が判定した者を除く。)については、その申請により

により、当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる筆記試験を免除する。

(試験の執行)

第十五条 公認会計士試験は、公認会計士・監査審査会が、これを行う。

2 (略)

(合格の取消等)

第十五条の二 公認会計士・監査審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士・監査審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとすることができる。

(外国で資格を有する者の特例)

第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

、当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる筆記試験を免除する。

(試験の執行)

第十五条 公認会計士試験は、公認会計士審査会が、これを行う。

2 (略)

(合格の取消等)

第十五条の二 公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとすることができる。

(外国で資格を有する者の特例)

第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、且つ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、且つ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。但し、第四条各号の一に該当する者については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、試験又は選考をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

3 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

一 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 (略)

4 第十八条の二から第二十条まで、第二十二条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士に準用する。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、税理士、弁護士、外国法事務弁護士又は弁理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 心身の故障により公認会計士若しくは会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士若しくは会計士補の信用を害するおそれがある者

(登録及び登録の抹消^{まつ}の公告)

第二十一条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、試験又は選考をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、公認会計士審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

3 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が左の各号の一に該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

一 第二十一条各号の一に該当するとき。

二 (略)

4 第十九条、第十九条の二、第二十条、第二十二条から第三十四条まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士に準用する。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 心身の故障により公認会計士若しくは会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士若しくは会計士補の信用を害するおそれがある者は、公認会計士又は会計士補の登録を受けることができない。

(登録及び登録の抹消^{まつ}の公告)

第二十一条の二 (略)

（登録抹消の制限）

第二十一条の三 日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第二十一条第一項第一号又は第十六条の二第三項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による当該公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 （略）

（大会社等に係る業務の制限の特例）

第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行ってはならない。

一 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない株式会社（資本の額、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。）

（新設）

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 （略）

（新設）

二 証券取引法第九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない者（政令で定める者を除く。）

三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

五 保険業法第二条第二項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

第二十四条の三 公認会計士は、大会社等の七会計期間（営業年度、

事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内

で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書

類について監査関連業務（第二条第一項の業務、監査法人の行う同

項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務と

して内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十

一の三において同じ。）を行った場合には、当該政令で定める連続

する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該

大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。た

だし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該

政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る

当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことにつき、

内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合におい

て、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣

（新設）

の承認を得たときは、この限りでない。

第二十四条の四 公認会計士は、大会社等の財務書類について第二条

第一項の業務を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことにつき内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(証明の範囲及び証明者の利害関係の明示)

第二十五条 (略)

2 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容その他の内閣府令で定める事項を証明書に明示しなければならない。

(研修)

第二十八条 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。

(公認会計士の就職の制限)

第二十八条の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について第

(新設)

(証明の範囲及び証明者の利害関係の明示)

第二十五条 (略)

2 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容を証明書に明示しなければならない。

(広告事項の制限)

第二十八条 公認会計士又は会計士補は、公認会計士又は会計士補の称号及び専門とする業務を除く外、その技能又は経歴に関する広告をしてはならない。

(新設)

二条第一項の業務を行つた場合には、当該公認会計士（公認会計士であつた者を含む。）は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。ただし、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

（使用人等に対する監督義務）

第二十八条の三 公認会計士は、第二条第一項又は第二項の業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、当該業務を適正に遂行するよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

第五章 公認会計士及び会計士補の責任

（懲戒の種類）

第二十九条 公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 （略）
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 （略）

（新設）

第五章 公認会計士及び会計士補の責任

（懲戒の種類）

第二十九条 公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分は、左の三種とする。

- 一 （略）
- 二 一年以内の業務の停止
- 三 （略）

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、二年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤及び脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、戒告又は二年以内の業務の停止の処分をすることができる。

3 (略)

(一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士若しくは会計士補がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が第三十四条の規定による指示に従わないときは、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(懲戒の手続)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、前二条の規定により戒告又は二年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤及び脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、戒告又は一年以内の業務の停止の処分をすることができる。

3 (略)

(一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士又は会計士補がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(懲戒の手続)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、前二条の規定により戒告又は一年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分

にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 前二条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相当な証拠により前二条に該当する事実があると認めた場合において、公認会計士・監査審査会の意見を聴いて行う。ただし、懲戒の処分が第四十一条の二の規定による勧告に基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。

(削る)

(指示)

第三十四条の二 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる。

第五章の二 監査法人

(設立等)

第三十四条の二の二 公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章及び第六章の二において同じ。）は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

2 第一条の規定は、監査法人について準用する。

(社員の資格)

にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 前二条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相当な証拠により前二条に該当する事実があると認めた場合において、公認会計士審査会の意見を聴いて行う。

第五章の二 監査法人

(設立)

第三十四条の二 公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章及び第六章の二において同じ。）は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

(新設)

(新設)

(要件)

第三十四条の四 監査法人の社員は、公認会計士でなければならない。 2 次に掲げる者は、社員となることができない。 一 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者 二 第三十四条の二十一の規定により監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの	第三十四条の四 監査法人は、次に掲げる要件を備えなければならない。 一 社員は、公認会計士のみであること。 二 社員の数は、五人以上であること。 三 社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこと。 四 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者 ロ 第三十四条の二十一の規定により監査法人が設立の認可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの 五 業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び施設を有すること。
（設立の手續） 第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員になろうとする公認会計士が、五人以上共同して定款を定めなければならない。	（設立の手續） 第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員になろうとする公認会計士が、共同して定款を定め、内閣府令で定める手續に従い、その設立につき内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条の規定は、監査法人の定款について準用する。	2 （新設）
3 （略）	2 （略）

第三十四条の八 削除

(成立の時期)

第三十四条の九 (略)

(成立の届出)

第三十四条の九の二 監査法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(定款の変更)

第三十四条の十 監査法人は、定款の変更をしたときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務の執行)

第三十四条の十の二 監査法人の社員は、すべて業務を執行する権利

(認可)

第三十四条の八 内閣総理大臣は、前条第一項に規定する認可の申請があつたときは、その申請に係る監査法人が第三十四条の四各号に掲げる要件を備えているかどうか並びに設立の手續及び定款の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査したうえで、その認可をしなければならない。

(成立の時期)

第三十四条の九 (略)

(新設)

(定款の変更)

第三十四条の十 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 第三十四条の八の規定は、定款の変更の認可について準用する。

(新設)

を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第三十四条の十の三 監査法人の社員は、各自監査法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

(指定社員)

第三十四条の十の四 監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた証明（以下この条及び次条において「指定証明」という。）については、指定を受けた社員（以下この条及び次条において「指定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが監査法人を代表する。

4 監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者（以下この条及び次条において「被監査会社等」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 被監査会社等は、その受けようとする証明について、監査法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、監査法人が、その期間内に前項の通知をしないときは

(新設)

(新設)

、監査法人はその後において、指定をすることができない。ただし、被監査会社等の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 指定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定社員が欠けたときは、監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

(社員の責任)

第三十四条の十の五 監査法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。）において、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務をその監査法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

(新設)

5 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に関し被監査会社等に生じた債権に基づく監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の後を問わず指定証明に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。監査法人を脱退した後も同様とする。

7 商法第九十三条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務については、準用しない。

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行つてはならない。

一 (略)

二 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者がある場合における当該会社その

(特定の事項についての業務の制限)
第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 (略)

(新設)

他の者の財務書類

三 会社その他の者の財務書類について監査法人が行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計期間」という。）内に当該会社その他の者の役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者の財務書類

四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第四号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に關して有する関係で、監査法人の行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適當であるとして政令で定めるものをいう。

3 監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには關与してはならない。

（大会社等に係る業務の制限の特例）

第三十四条の十一の二 第二十四条の二の規定は、監査法人が大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合について準用する。この場合において、第二十四条の二中「当該公認会計士、そ

（新設）

二 前号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第二号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に關して有する関係で、監査法人の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適當であるとして政令で定めるものをいう。

3 監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行なう第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには關与してはならない。

（新設）

の配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者」とあるのは、「当該監査法人又は当該監査法人」と読み替えるものとする。

第三十四条の十一の三 監査法人は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはならない。

（業務管理体制の整備）

第三十四条の十三 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

（社員の競業の禁止）

第三十四条の十四 （略）

（関与社員の就職の制限）

第三十四条の十四の二 第二十八条の二の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行った場合における当該業務を執行した社員について準用する。

（新設）

（広告事項の制限）

第三十四条の十三 監査法人は、その名称、事務所の所在地、社員の氏名その他内閣府令で定める事項以外の事項を広告してはならない。

（社員の競業の禁止）

第三十四条の十四 （略）

（新設）

(公認会計士の義務の規定の準用)

第三十四条の十四の三 第二十八条の三の規定は、監査法人について準用する。

(会計年度)

第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 四 (略)

五 解散を命じる裁判

六 第三十四条の二十一第二項の規定による解散の命令

2 監査法人は、前項の規定による場合のほか、社員が四人以下になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が五人以上にならなかった場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 監査法人は、第一項第三号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

(新設)

(会計年度)

第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 四 (略)

五 設立の認可の取消し

(新設)

2 前項第二号に掲げる理由による解散は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、第一項第一号に掲げる理由により監査法人が解散した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

第三十四条の十九 (略)

(削る)

2 (略)

3 監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した監査法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

4 合併後存続する監査法人又は合併により設立された監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務（当該監査法人が行うその業務に関し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第三十四条の二十 削除

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二條第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、

第三十四条の十九 (略)

2 合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (略)

(新設)

(新設)

(要件を欠いたことによる設立の認可の取消し)

第三十四条の二十 内閣総理大臣は、監査法人が第三十四条の四各号の一に掲げる要件を欠くこととなつたときは、その設立の認可を取り消すことができる。

(虚偽又は不当の証明等についての処分)

第三十四条の二十一 (新設)

当該監査法人に対し、必要な指示をすることができる。

- 2| 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その監査法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定め
て業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることが
できる。

一 三 (略)

四| 前項の規定による指示に従わないとき。

- 3| (略)

- 4| 第二項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が結
了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が
終了するまで、なお存続するものとみなす。

- 5| 第二項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合にお
いて、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当す
る事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処
分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(民法の準用等)

第三十四条の二十二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条
、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手
続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条
、第二百二十六条第一項、第二百三十四条から第二百三十五条ノ五まで、
第二百三十五条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十
八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、監査法人について準用する。

内閣総理大臣は、監査法人が次の各号の一に該当するときは、そ
の監査法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務
の全部若しくは一部の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すこと
ができる。

一 三 (略)

(新設)

- 2| (略)

(新設)

- 3| 第一項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合にお
いて、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当す
る事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処
分をあわせて行なうことを妨げるものと解してはならない。

(民法の準用等)

第三十四条の二十二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条
、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手
続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条
、第二百三十六条から第二百三十七条まで、第二百三十八条及び第二十
八条ノ三の規定は、監査法人について準用する。

2 商法第三十二条から第三十三条ノ二まで、第三十五条及び第三十

六条の規定は監査法人の帳簿その他の資料について、同法第五十八
条及び第五十九条の規定は監査法人について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは
「内閣府令」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」
とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十
四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、監査法人の内部
の關係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二
項中「前項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読
み替えるものとする。

4 商法第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十三
条までの規定は、監査法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項（除名及び代表権
の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七条から第九十二条ま
での規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。この場合に
おいて、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあ
るのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとす
る。

6 商法第百条、第百四条から第百六条まで及び第百九条から第百十
一条までの規定は、監査法人の合併について準用する。

（新設）

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八条、第六十九条、
第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七
十五条の規定は、監査法人の内部の關係について準用する。この場
合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「公認
会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

3 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、監査法人の外部の
關係について準用する。

4 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項（除名及び代表権
の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七条から第九十三条ま
での規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。この場合に
おいて、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあ
るのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとす
る。

5 商法第百条及び第百三条の規定は、監査法人の合併について準用
する。この場合において、同法第百条第一項中「合併ノ決議ノ日」
とあるのは、「合併ノ認可アリタルトキハソノ認可ノ通知アリタル
日」と読み替えるものとする。

7 商法第百十六條から第百十九條まで、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條から第百三十三條まで、第百三十四條ノ二から第百三十六條まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、監査法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七條第二項及び第百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは、「公認会計士法第三十四條の十八第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と、商法第百四十五條第一項中「第八十條」とあるのは「公認会計士法第三十四條の十の五」と読み替えるものとする。

8 (略)

第六章 公認会計士・監査審査会

(設置)

第三十五條 金融庁に、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること。
- 二 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第二条第一項の業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告する

6 商法第百十六條から第百十九條まで、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條から第百三十三條まで、第百三十四條ノ二、第百三十五條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、監査法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七條第二項及び第百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは、「公認会計士法第三十四條の十八第一項第五号」と読み替えるものとする。

7 (略)

第六章 公認会計士審査会

(設置)

第三十五條 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関し調査審議させるため並びに公認会計士試験を行わせるため、金融庁に、公認会計士審査会を置く。

ら)と。

三 公認会計士試験を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第三十五条の二 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第三十六条 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。

(会長)

第三十七条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(新設)

(組織)

第三十六条 公認会計士審査会は、委員十人以内をもつて組織する。

2 委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三十七条 公認会計士審査会の会長は、公認会計士審査会の委員のうちから、その互選によつて決定する。

2 会長は、公認会計士審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(会長及び委員の任命)

第三十七条の二 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(新設)

2 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその会長又は委員を罷免しなければならない。

(会長及び委員の任期)

第三十七条の三 会長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

2 会長及び委員は、再任されることができる。

3 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び委員の身分保障)

第三十七条の四 会長及び委員は、審査会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(会長及び委員の罷免)

第三十七条の五 内閣総理大臣は、会長又は委員が前条に該当する場合は、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(会長及び委員の服務等)

第三十七条の六 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 会長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(会長及び委員の給与)

第三十七条の七 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(試験委員)

第三十八条 審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(試験委員)

第三十八条 公認会計士審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び

せるため、試験委員を置く。 2 試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命し、その試験が終わったときは退任する。 3 試験委員は、非常勤とする。	採点を行わせるため、試験委員を置く。 2 試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命し、その試験が終わったときは退任する。 (新設)
第三十九条 削除	第三十九条 委員及び試験委員は、非常勤とする。
(議事及び議決の方法)	(議事及び議決の方法)
第四十条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。	第四十条 公認会計士審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
2 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。 3 (略)	2 公認会計士審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。 3 (略)
(事務局)	(委員等の勤務)
第四十一条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。	第四十一条 削除
2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。	
3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。	
(勧告)	(新設)
第四十一条の二 審査会は、第四十九条の四第二項の規定に基づき第	

四十六條の十二第一項又は第四十九條の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第二条第一項の業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。

(政令への委任)

第四十二條 第三十五條から前条までに規定するもののほか、審査会の所掌事務及び委員その他の職員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(会則)

第四十四條 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 九 (略)

(削る)

十・十一 (略)

十二 会員の第二条第一項の業務の状況の調査に関する規定

十三 十六 (略)

2 (略)

(建議及び答申)

(政令への委任)
第四十二條 第三十五條から第四十條までに規定するもののほか、公認会計士審査会の所掌事務及び委員その他の職員その他公認会計士審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(会則)

第四十四條 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 九 (略)

十 会員の受ける報酬に関する標準を示す規定

十一・十二 (略)

(新設)

十三 十六 (略)

2 (略)

(建議及び答申)

第四十六条の九 (略)

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の状況の調査を行うものとする。

2 協会は、定期的に、又は必要に応じて、前項の調査の結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

(資格審査会)

第四十六条の十一 (略)

(貸借対照表等)

第四十六条の十一の二 協会は、毎事業年度、第四十六条の六に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、貸借対照表、収支計算書、附属明細書、事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第四十六条の十二 (略)

(監督上の命令)

第四十六条の十二の二 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく

第四十六条の九 (略)

(新設)

(資格審査会)

第四十六条の十一 (略)

(新設)

(報告及び検査)

第四十六条の十二 (略)

(新設)

行政官庁の処分若しくは協会の会則その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該会則その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つた場合において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その事務の方法の変更を命じ、又は会則その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずることができる。

（総会の決議の取消し）

第四十六条の十三 内閣総理大臣は、協会の総会の決議が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、その決議の取消しを命ずることができる。

（報告及び検査）

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に關し、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、第二条第一項の業務に關し、当該職員に公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業

（総会の決議の取消し及び役員解任）

第四十六条の十三 内閣総理大臣は、協会の総会の決議又は役員が行為が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員解任を命ずることができる。

（報告等の徴取）

第四十九条の三 内閣総理大臣は、第二条第一項又は第二項の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（新設）

務に係る場所に入り、その業務に係る帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第四十九条の四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による権限(第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるものに限る。)を審査会に委任する。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により審査会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 審査会は、政令で定めるところにより、公認会計士試験の実施に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(新設)

(新設)

(権限の委任)

第四十九条の四 (略)

(新設)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(新設)

(内閣府令への委任)

第四十九条の五 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第四十九条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第五十条 第四十七条の規定に違反した者又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）で第四十七条の二の規定に違反したものは、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(新設)

(新設)

第八章 罰則

第五十条 第四十七条の規定に違反した者又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号の一に該当するものを含む。）で第四十七条の二の規定に違反したものは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三・四 (略)

2 第五十四条第三号又は第四号に該当する者については、前項第三号の規定を適用しない。

第五十三条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十八条の二又は第三十四条の十四の二の規定に違反したものの

二 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者（第四条各号のいずれかに該当する者を除く。第三号において同じ。）で第四十七条の二の規定に違反したものの

三・四 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

二 第四十六条の十二第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三・四 (略)

2 第五十四条第二号又は第三号に該当する者については、前項第三号の規定を適用しない。

第五十三条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を課する。

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。

(新設)

一 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者（第四条各号の一に該当する者を除く。以下第二号において同じ。）で第四十七条の二の規定に違反したものの

二・三 (略)

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 三 （略）

四 定款又は第三十四条の二十二第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十五条の二 次の各号の一に該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 三 （略）
（新設）

五| 第三十四条の二十二第六項において準用する商法第百条第一項又は第三項（同法第百十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
六| 第三十四条の二十二第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

四| 第三十四条の二十二第五項において準用する商法第百条第一項又は第三項（同法第百十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
五| 第三十四条の二十二第六項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。